

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06 - 6208 - 9996 ）
処分課（担当）名	動物愛護相談室
処分の名称	特定動物の飼養又は保管の許可に関する変更の許可
概 要	特定動物飼養許可を受けた者が特定動物の種類と数、特定飼養施設の所在地、特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法、特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する事項を変更しようとする時は予め市長の許可が必要です。また、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、飼養又は保管の目的、法人にあっては、役員の氏名及び住所、特定動物の管理責任者を変更した場合は、30日以内にその旨の届出が必要です。
根拠法令等 及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第28条 動物の愛護及び管理に関する法律施行令第3条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第13条、第14条、第15条
審査基準	次の各号に適合していなければ、変更を許可することはできません。 1 飼養又は保管の目的が次の（１）～（６）のいずれかに適合すること （１）動物園その他これに類する施設における展示 （２）試験研究又は生物学的製剤、食品若しくは飲料の製造の用 （３）生業の維持 （４）「改正前の法第二十六条第一項の規定による許可に係る特定動物」、「動愛法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第三条第五項前段の規定による許可に係る特定動物」の許可の有効期間の満了又は法第二十六条第二項第二号から第七号までに掲げる事項の変更の際、現に飼養保管している場合 （５）法第二十六条第一項の許可を受けて特定動物の飼養又は保管を行う者が死亡した場合であって、当該者が死亡した日から六十日を経過した後において当該個体を相続人が飼養又は保管する場合 （６）その他、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することその他公益上の必要があると認められる場合 2 特定動物の性質に応じて、特定動物飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準に適合すること（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第17条（参考資料「特定－2」）） 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第17条 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=418M60001000001 特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目 環境省ホームページ https://www.env.go.jp/hourei/18/000288.html 特定動物の飼養又は保管の方法の細目 環境省ホームページ https://www.env.go.jp/hourei/18/000289.html 3 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 （１）動愛法又は動愛法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 （２）許可を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者 （３）法人であって、その役員のうちに（１）又は（２）のいずれかに該当する者があるもの
標準処理期間	15日
経由日数	なし
提出先	動物愛護相談室
提出時期	随時
提出方法	特定動物飼養・保管変更許可申請書に添付書類及び手数料を添えて、動物愛護相談室へ提出してください。
手数料	16,000円（同じ事業所で同時に2つ以上の動物取扱業の種別の登録を受けようとする場合は、1業種ごとに8,000円追加）
相談窓口	動物愛護相談室
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000007352.html
備 考	